

小牧市国民健康保険税条例改正（税率改正を除く） について

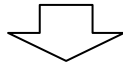
1. 変更理由

国民健康保険制度の改革により、平成 30 年度から県は財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の国保運営に中心的な役割を担うこととされ、安定的な財政運営を行うために国保財政の仕組み等が変わり、国民健康保険税の課税目的が変更されるため

2. 変更内容

現行制度

- ・国・県からの補助金等を除いた小牧市国民健康保険事業に要する費用（主に保険給付費）の財源として国民健康保険税を課税



平成 30 年度以降

- ・県が県全体の保険給付費等を各市町村の所得水準・医療費水準等を基に算出した国民健康保険事業費納付金を納めるための財源として国民健康保険税を課税

3. 変更時期

当該国民健康保険税の徴収目的の変更に係る小牧市国民健康保険税条例の改正は、税率改正と合わせて 3 月議会に上程する予定。

4. その他

○賦課限度額の上限の見直し

- ・基礎課税分で 4 万円
- ・後期高齢者等支援金分、介護納付金分は据え置き

○低所得者に係る軽減判定所得の見直し

- ・ 5 割軽減 被保険者の数に乘すべき金額が 2 7 万円から 2 7 万 5 千円に拡充
- ・ 2 割軽減 被保険者の数に乘すべき金額が 4 9 万円から 5 0 万円に拡充